

検討の視点・論点（案）

国動向を踏まえた再整理

1. 私有林人工林

（論点①）

- ・ 森林経営管理制度において国が例示する基準をもとに、経済ベースに乗る、乗らないを区分してはどうか。

（内容）

- ・ 森林経営管理制度において、市町村が森林管理を再委託できない（自然的条件からみて経済ベースに乗らない）等の森林について国環境譲与税（以下、「国税」という）が充当される。

（論点②）

- ・ 「条件不利地」と「条件が不利な経済林」を合わせてひとつの区分として良いのではないか。
- ・ その場合の具体的基準はどうすべきか。

（内容）

- ・ 国の例示どおりとして良いか。
＜基準・例＞
 - ・ 傾斜：傾斜 25 度以下（豪・多雪地帯における造林適地）
※「湿性豪多雪地帯におけるスギ人工林の雪害と育林技術」新潟県林業試験場
 - ・ 路網：基幹路網から 300m 以下（林道等からの最大到達距離）
※「路網整備水準の目安」林野庁

（論点③）

- ・ 具体的基準を決定した上で事業規模を検証し、必要な財源が国税で充足するかを検討すべきではないか。

2. 広葉樹（里山、ブナ林等）

（論点①）

- ・ 国は、天然林について、例外的に国税の対象としているが、財源は措置されないと考えるべきではないか。

（内容）

- ・ 国は、森林経営管理制度において、天然林を対象範囲として基本的に想定していない（人為の関与が必要な場合には例外措置）。
- ・ また、国税の譲与基準において、天然林面積は算定因子に加味されていない。

（論点②）

- ・ 広葉樹（里山、ブナ林等）の具体的基準はどうすべきか。

（内容）

- ・ 判断基準として、森林が過密化した状態を示す「収量比数（ R_y ）」が考えられる。

<例：収量比数 $R_y = 0.8$ 以上>

放置された旧薪炭林では、老齢木が過密化し、病虫害や風倒被害の危険性が高まるほか、樹木の世代交代が阻害され、自然状態では健全な森林への更新が困難となる。

（視点）

- ・ 過密化した天然林の全てを公的関与の対象と考えて良いか。
<例：周辺森林の状況等から放置しても更新が期待される場合など>

3. 集落管理の森林

(論点①)

- ・ 国は、公有林について、例外的に国譲与税の対象範囲としているが、財源は措置されないと考えるべきではないか。

(内容)

- ・ 国は、森林経営管理制度において、公有林を対象範囲として基本的に想定していない（財産区有林等については例外措置）。
- ・ また、国税の譲与基準において、公有林面積は算定因子に加味されていない。

(論点②)

- ・ 国は、生産森林組合所有林（私有林）を国譲与税の対象範囲としていないが、本県では公的関与の対象と考えるべきではないか。
- ・ また、国の税財源は措置されていると考えて良いか。

(内容)

- ・ 国は、森林経営管理制度において、生産森林組合所有林（私有林）を対象範囲としていない。
- ・ ただし、国税の譲与基準において、生産森林組合所有林の面積は算定因子に加味されている。

(論点③)

- ・ その場合、「集落管理の森林」の具体的基準はどう考えるべきか。

(内容)

- ・ 「私有林人工林」、「広葉樹（里山、ブナ林等）」と同様の対象範囲に限定して良いか。

4. 県・市町村有林等（公有林）及び分収林（私有林）

（論点）

- ・ 県・市町村有林と県・市町村行造林（公有林）及び分収林（私有林）の公的関与が必要な対象範囲についてどう考えるべきか。

（内容）

- ・ いずれにおいても、採算性が確保できずに育成複層林へ転換すべき森林を保持。

（視点）

- ・ これまでも採算性を前提に県、市町村、農林公社が独自に管理。

○県・市町村営林等の概要

	県・市町村有林	県・市町村行造林	分収林
私・公区分	公有林	公有林	私有林
管理者	県・市町村	県・市町村	農林公社
所有者	県・市町村	土地：所有者 立木：分収	土地：所有者 立木：分収
主な財源	国造林補助金、公庫等借入金、県・市町村債、立木売払収入など		